陸上自衛隊達第２１－２８号

改正　　平成 29 年３月 24 日達第 122－283 号　平成 30 年３月 27 日達第 122－291 号
平成 31 年３月 18 日達第 122－297 号　平成 31 年４月 19 日達第 122－302 号
令和元年６月 27 日達第 122－303 号　令和年３月 24 日達第 21-28-1 号

幹部自衛官の分野制度に関する達を次のように定める。

平成２８年３月１８日

陸上幕僚長　陸将　岩田　清文

幹部自衛官の分野制度に関する達

（趣旨）

第１条　この達は、幹部候補生及び３等陸尉以上の自衛官（以下「幹部自衛官」という。）の分野制度について必要な事項を定めるものとする。

（分野制度の目的等）

第２条　分野制度は、幹部自衛官に分野を指定することにより、当該幹部自衛官の経歴管理の方向を明らかにするとともに、各分野における適正な人事管理に資することを目的とする。

２　人事管理は、当該隊員の職種（陸上自衛官の職種に関する訓令（平成１３年陸上自衛隊訓令第１８号）において指定される職種をいう。）及び特技（陸上自衛官の特技に関する達（陸上自衛隊達第３２－１６号（４５．２．２１））において指定される特技をいう。）において実施するとともに、指定された分野を活用するものとする。ただし、指定された分野は、他分野への補職を妨げるものではない。

３　補職及び配置指定に当たっては、原則としてその職の特技保有者によるほか、その職に属する分野の指定を受けている者又は当該分野の指定を受けるに足る者、あるいは当該分野での育成を予定する者をもって行うものとする。

（分野の定義及び区分）

第３条　分野とは、将来の戦略環境の変化や新たな戦い方を踏まえ、職種とは区分整理を異にして高度な専門能力を有する人材（以下「分野のスペシャリスト」という。）を育成・管理することが必要な職務の総称をいう。

２　分野の区分は、情報、デジタル分野（サイバー、電磁波、ＡＩ・ＯＲ）、研究開発、後方、情報発信、法務、心理（メンタルヘルス）、国際、戦略研究、戦史、特殊作戦、心理戦とする。

（分野の指定等）
第４条　分野の指定、取消し及び変更（以下「指定等」という。）は、陸上幕僚長（次条において「分野指定権者」という。）が行う。
２　各分野の人材育成の機能を強化するため、別紙第１のとおり助言部署及び協力部署を指定する。
⑴　助言部署は、陸上幕僚長が行う分野の指定等について、専門的見地から必要な助言を行うとともに、人材育成要領について協力するものとする。
⑵　協力部署は、人事管理について助言機能を有さないものの、人材育成要領について協力するものとする。

（分野委員会）
第５条　分野指定権者は、分野の指定等について審議するため、陸上幕僚監部に分野委員会を置く。
２　分野委員会は、委員長及び委員長の命ずる審議委員（１佐分野審議委員、２佐以下分野審議委員）をもって構成する。
３　分野委員会は、必要に応じ各助言部署又は協力部署から分野の指定等に係る助言又は協力を得ることができる。
４　その他、指定等に関わる必要な事項は委員長が定める。

（分野の指定要領）
第５条の２　分野を指定する時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
⑴　Ａ幹部（一般幹部候補生（部内から選抜した者を除く。）出身者をいう。）は、３等陸佐昇任時に指定することを基本とする。ただし、指揮幕僚課程又は技術高級課程修了時に１等陸尉である者は、当該課程修了後、直近の定期昇任日に当該隊員の昇任の有無にかかわらず当該分野に指定するものとする。
⑵　Ｂ幹部（部内選抜の一般幹部候補生及び飛行幹部候補生出身者をいう。）は、１等陸尉昇任時に指定することを基本とする。
２　前項の規定にかかわらず、初級幹部から管理することが適切な分野として陸上幕僚長が別に示す分野及び陸上幕僚長が指名する幹部自衛官は、分野の指定に必要な特技課程等修了後、直近の定期昇任日に当該隊員の昇任の有無にかかわらず当該分野に指定するものとする。この際、育成に長期間を要する分野については必要に応じ幹部候補生学校卒業時等に指定するものとする。

第６条　分野は、別紙第２に示す指定要件及び人事管理資料並びに経歴管理等を考慮して指定する。
２　２以上の分野を指定する場合は、順位を付して指定するものとする。

（指定の見直し）
第７条　指定の見直しは、昇任選考時に実施し、必要がある場合は当該指定を取消し又は変更（順位の変更を含む。以下同じ。）するものとする。

２　前項によるほか、次に掲げる場合には、指定した分野を取消し又は変更するものとする。
⑴　指定した分野に関する能力の低下により、当該分野の職務及び責任が遂行できなくなった場合
⑵　分野における職の内容又は分野の指定要件の改正により、当該分野に必要な要件を満たさなくなった場合
⑶　前各号に掲げる場合のほか、当該分野を指定されるために必要な要件を満たさなくなった場合

（指定の通知）
第８条　分野の指定等の通知は、その都度別紙第３により当該幹部自衛官の所属部隊等の長及び人事記録の保管権者に行う。
２　前項の通知を受けた所属部隊等の長は、書面により当該指定等の内容を本人に通知するものとする。
３　第１項の通知を受けた人事記録の保管権者は、当該指定等の内容を人事記録に記載するものとする。

附　則
この達は、平成２８年３月１８日から施行し、同年１０月１日から適用する。

附　則（平成 29 年３月 24 日陸上自衛隊達第 122－283 号）
この達は、平成 29 年３月 27 日から施行する。

附　則（平成 30 年３月 27 日陸上自衛隊達第 122－291 号）
この達は、平成 30 年３月 27 日から施行する。

附　則（平成 31 年３月 18 日陸上自衛隊達第 122－297 号）
この達は、平成 31 年３月 18 日から施行する。

附　則（平成 31 年４月 19 日達第 122-302 号）
１　この達は、平成３１年５月１日から施行する。
２　この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附　則（令和元年６月 27 日達第 122-303 号）
１　この達は、令和元年７月１日から施行する。
２　この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附　則（令和５年３月２４日陸上自衛隊達第 21―28―1 号）
この達は、令和５年４月１日から施行する。

別紙第１（第４条関係）

分野助言部署

分野等		助言部署	協力部署
情　報		陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課総合情報班	―
デジタル	サイバー	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課企画班 陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課サイバー・電磁波領域班	統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム企画課企画班・サイバー企画室 自衛隊サイバー防衛隊
	電磁波	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課企画班 陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課サイバー・電磁波領域班	陸上幕僚監部装備計画部通信電子課総括班
	ＡＩ・ＯＲ	陸上幕僚監部防衛部防衛課研究室 陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室 教育訓練研究本部研究部第３研究室	―
研究開発		陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室	防衛装備庁
後　方		陸上幕僚監部装備計画部装備計画課後方計画班 陸上幕僚監部装備計画部装備計画課企画班 陸上幕僚監部衛生部	陸上幕僚監部管理部会計課 陸上幕僚監部装備計画部装備計画課需品室・輸送室 陸上幕僚監部装備計画部武器・化学課総括班
情報発信		陸上幕僚監部防衛部防衛課防衛班 陸上幕僚監部総務部総務課広報室	陸上幕僚監部防衛部防衛協力課防衛協力班 陸上幕僚監部運用支援・訓練部訓練課訓練演習班 陸上幕僚監部運用支援・訓練部運用支援課運用支援班
法　務		陸上幕僚監部法務官	―
心理（メンタルヘルス）		陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課ＷＬＢ推進企画班	―
国　際		陸上幕僚監部運用支援・訓練部運用支援課運用支援班 陸上幕僚監部防衛部防衛協力課計画班	―
戦略研究		陸上幕僚監部防衛部防衛課研究室 教育訓練研究本部教育部戦略教育室	教育訓練研究本部研究部第２研究室
戦　史		教育訓練研究本部教育部戦史教育室	防衛研究所戦史研究センター
特殊作戦		陸上幕僚監部運用支援・訓練部運用支援課運用支援班 統合幕僚監部運用部運用第１課特殊作戦室	―
心理戦		陸上幕僚監部防衛部防衛課防衛班 陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課総合情報班	―

別紙第２（第６条関係）

指定要件（基準）

区　分	勤務歴等※		修了特技課程等※	大学専攻等
情　報	一　般	外務省（防衛駐在官、警備対策官、外務本省出向）、内部部局調査課、情報本部、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課、自衛隊情報保全隊、中央情報隊、陸上総隊司令部情報部、方面総監部情報部、師（旅）団司令部第２部、各職種部隊情報幹部等、その他情報科職種部隊	部隊情報課程	外語大
	地域専門家（一般以外）	ＰＫＯ情報幕僚、外務省（防衛駐在官、警備対策官、外務本省各部局）、情報本部、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課地域情報班、基礎情報隊	カタール国軍アラビア語ラーニングセンター	民俗学
	調　査（一般以外）	統合幕僚監部運用部運用第１課ＣＩ室、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課情報保全室、自衛隊情報保全隊本部、地方情報保全隊本部・派遣隊長、現地情報隊情報幹部、情報学校第２教育部４・５室教官	幹部調査課程、調査運用課程	
	語学（一般以外）	情報学校第２教育部語学教官、方面総監部情報部業務幹部、基礎情報隊（４科除く）	英語通訳課程、幹部上級英語課程、露・中・韓語学課程、米国防語学研究所、サイマルアカデミー	
デジタル	サイバー	米国サイバー連絡官、内閣情報セキュリティセンター、サイバー関連企業、統合幕僚監部指揮通信システム部サイバー関連部署、自衛隊サイバー防衛隊、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課等サイバー関連部署、陸上総隊司令部・方面総監部サイバーセキュリティ班、サイバー防護隊、通信学校等サイバー関連教育・研究部署	システム防護課程、電計処理課程、米国防大学サイバー情報課程、米陸軍サイバー戦計画者課程、マイクロソフト社研修、ＮＴＴコミュニケーションズ研修、タリン工科大学、カーネギーメロン大学情報技術戦略課程、一般大学院研修（サイバー関連）、情報処理・通信系部外資格、サイバー関連部外委託教育	情報工学等
	電磁波	統合幕僚監部指揮通信システム部電磁波関連部署、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課等電磁波関連部署、陸上総隊司令部電磁波班、第１電子隊、電子作戦隊、その他電子戦部隊、通信学校電磁波関連教育・研究部署、情報本部電磁波部署等	電子戦課程、電磁波関連研修	通信工学
	ＡＩ・ＯＲ	陸上幕僚監部各部ＡＩ担当等、防衛装備庁ＡＩ担当等、統合幕僚監部防衛計画部分析室、情報本部ＡＩ・ＯＲ関連部署、教育訓練研究本部研究部第３室、小平学校システム教育部、方面総監部併有職、各学校研究部等、補給統制本部装備計画部調査研究課	内局ＡＩ人材育成部外委託講話、米海軍大学院国防資源管理課程、部外委託教育（三菱総研）、研究技法課程、防大理工研（ＡＩ・ＯＲ）	情報工学 理工学数学科

研究開発	統合幕僚監部防衛計画部、陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室・研究室、教育訓練研究本部（研究部、開発実験団）、学校研究部、防衛装備庁	技術高級課程、国内外大学院研修（理工系）、防大理工研、会社研修	技術貸費学生 理工系大学院
後　方	兵站連絡官、補給統制本部、補給処、統合幕僚監部首席後方補給官、陸上幕僚監部装備計画部・防衛部施設課、陸上総隊司令部後方運用部、方面総監部装備部、師（旅）団司令部第４部、業務隊、その他武器科・需品科・輸送科部隊・学校	安全保障援助課程、米国防取得大学ＰＢＬ課程、兵站関連特技課程、企業研修	
情報発信	大臣官房広報課、統合幕僚監部報道官、陸上幕僚監部監理部総務課広報室、陸上総隊司令部報道官、方面総監部広報室、師（旅）団司令部広報班、各学校・機関広報関連部署	広報課程、企業研修（電通・博報堂)、国防情報学校広報課程	
法　務	統合幕僚監部首席法務官、陸上幕僚監部法務官、陸上総隊司令部法務官、方面総監部法務官、遡及統制本部法務官、師旅団司令部法務官、小平学校法務教育部、教育訓練研究本部教育部防衛法制教育室	法科大学院研修、法律事務所研修、法務運用課程、幹部法務課程、米陸軍法務学校留学、国内大学・大学院研修（法学）、防大安全保障研究科（安全保障法コース）	法学部 法曹資格
心　理 （メンタルヘルス）	メンタルサポートセンター、方面総監部・師（旅）団司令部心理幹部、衛生学校心理教官、学校心理幹部	筑波大学大学院人間総合科学研究科生涯発達専攻カウンセリングコース、衛生学校心理課程	心理学 カウンセラー資格
国　際	国際平和協力活動派遣、国際連合本部、外務省、内閣府国際平和協力本部事務局、統合幕僚監部運用部運用第２課国際協力室・防衛計画部防衛交流班・その他関連部署、統幕学校国際平和協力センター、陸上幕僚監部運用支援・訓練部運用支援課・防衛部防衛協力課・その他関連部署、陸上総隊司令部運用部国際協力課・日米共同部、国際活動教育隊、中央輸送隊、施設学校企画室ＰＫＯ班、ＤＧＰＥ派遣、防衛駐在官（国際分野関連）	国際平和協力中・上級課程、修士課程（人社系）、防大安全保障研究科（国際系）、国際活動課程、語学素養（語学課程等）	国際政治学等
戦略研究	防衛研究所、陸上幕僚監部防衛部防衛課研究室、教育訓練研究本部戦略教育室、教育訓練研究本部研究部第２研究室	国内外大学院研修（戦略関連)、防大安保研（戦略関連）	
戦　史	防衛研究所戦史研究センター、教育訓練研究本部教育部戦史教育室、防大統率・戦史教育室	国内外大学院（戦史関連）、防大安保研（戦史関連）	
特殊作戦	特殊作戦群、第１空挺団、水陸機動団	特殊戦課程、基本降下課程、水陸両用基本訓練課程	
心理戦	別途提示	心理戦防護課程の他、別途提示	
研究開発	統合幕僚監部防衛計画部、陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室・研究室、教育訓練研究本部（研究部、開発実験団）、学校研究部、防衛装備庁	技術高級課程、国内外大学院研修（理工系）、防大理工研、会社研修	技術貸費学生 理工系大学院

別紙第３（第８条関係）

令和　　年度前期（後期）分野指定（取消・変更）通知書

連番	所属部隊等	階級	職種	氏　　名	分野※

※　分野は、上から主分野、第２分野、第３分野の順とする。